

宮崎県喀痰吸引等研修（第1号、第2号研修）登録研修機関申請等実施要綱

平成24年12月25日
福祉保健部長寿介護課

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第11条第2項に規定する登録研修機関（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）第13条に規定する第1号研修及び第2号研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）を行う者に限る。）の登録手続き等について、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）及び省令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（登録の申請等）

第2条 法附則第13条に基づき登録研修機関として登録を受けようとする者は、「登録研修機関登録申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- (3) 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」（様式第1号の2）
- (4) 「登録研修機関登録適合書類」（様式第1号の3）
- (5) 法附則第19条第1項に規定する業務規程
- (6) 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項に掲げる要件の全てに該当し、かつ、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法附則第15条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（様式第2号）に登録し、申請者に通知する。

（登録の更新等）

第3条 登録研修機関は、法附則第16条第1項の規定に基づき5年ごとに登録の更新を受けようとするとき及び登録を受ける研修課程を追加するときは、「登録研修機関登録更新申請書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録の更新を申請した者が、法附則第15条第1項に掲げる要件の全てに該当し、かつ、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、知事は、登録研修機関登録簿を更新し、申請者に通知する。

（変更の届出）

第4条 登録研修機関は、法附則第15条第2項各号（第1号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、法附則第18条の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（様式第4号）を知事に届け出なければならない。

2 登録研修機関は、喀痰吸引等の研修の業務に関する規程を変更しようとするときは、法附則第19条第1項の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関業務規程変更届出書」（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

(修了証明書の交付等)

第5条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の修了者に対し、「修了証明書」(様式第6号)を交付するものとする。

2 登録研修機関は、法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、研修受講者の氏名、生年月日、住所、修了した喀痰吸引等の研修課程及び修了証明書の番号を記載した帳簿を作成し、管理するとともに、研修修了書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

3 登録研修機関は、前項に規定する帳簿を定期的に又は知事が求めるときに、知事に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第6条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第20条の規定に基づき、登録を休廃止する日の1月前までに「登録研修機関休廃止届出書」(様式第7号)を知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第7条 知事は、登録研修機関が法附則第15条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、法附則第21条の規定に基づき、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第8条 知事は、登録研修機関が法附則第17条の規定に違反していると認めるときは、法附則第22条の規定に基づき、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第9条 知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法附則第14条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき。
- (3) 前2条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき。
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第10条 知事は、次に掲げる場合には、法附則第24条の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

- (1) 登録したとき。
 - (2) 法附則第18条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があったとき。
 - (3) 法附則第20条の規定による届出があったとき。
 - (4) 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 前項の公示は、県公報に登載して行うものとする。

(報告)

第 11 条 法附則第 25 条において準用する法第 19 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第 12 条 法附則第 25 条において準用する法第 20 条の規定に基づき、知事は、法を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、登録研修機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書(様式第 8 号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第 13 条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修に関する書類については、登録研修機関が喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存することとし、その保存及び廃棄については、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行うこと。

(2) 関係書類の破棄は、焼却その他復元することができない方法により行うこと。

2 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務を廃止するときには、県に引き継ぐべき書類を確認し引き継いだ後、その他関係書類を破棄するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。